

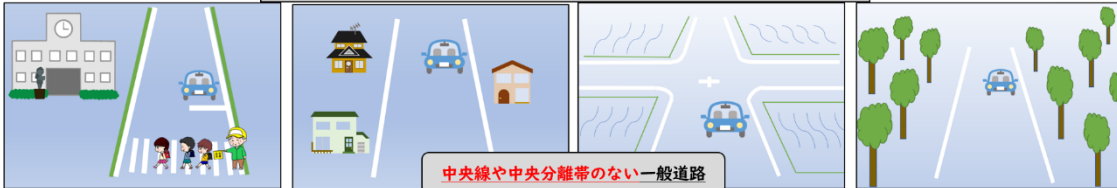
パトロール笠原

発行
多治見警察署
0572-22-0110
笠原交番
0572-43-3067

令和8年9月1日から

生活道路(中央線などが無い道路)の自動車の法定速度が
60km/h → **30**km/hに引き下げられます!!

法定速度が30km/hになる道路の具体例



中央線や中央分離帯のない一般道路



令和8年9月1日以降も法定速度が60km/hの道路

- ・道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・道路の構造上又は柵等の工作物により往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ・自動車専用道路

※ 道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。



<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/438250.html>



気を付けよう

夏まつり等での事故

- 小さなお子さんとは手をつないで行動しましょう
- 人混みの中で不用意に立ち止まったりはいけません
- 現場スタッフの案内誘導に従いましょう
- 足元が暗く、つまずき易いので注意しましょう
- 歩きスマホはやめましょう

STOP **水難**

水辺は危険がいっぱい

- ライフジャケットを必ず着用!
- 絶対に川を泳いで横断しない!
- 子どもから離れない! 目を離さない!
- 飲酒して川に入るのは厳禁!



交番所長のひとこと

ここ数年、季節の「春」と「秋」はもう日本から無くなってしまったのではないかと、あつという間にいつもの暑い夏が来てしまいました。地域の皆さま、どうかお体に気を付けて無理をなさらないように。庭先での草引きは、炎天下の午後を避け、程々に...

笠原交番所長 渡邊 博信

